

第二次交野市耐震改修促進計画

中間検証

令和4年3月

交野市

目次

1. はじめに	1
2. 現状と課題	2
1. 住宅	2
2. 多数の者が利用する建築物	5
3. 市有建築物	6
4. 広域緊急交通路及び緊急輸送路沿道建築物	10
3. 基本的な方針	11
4. 目標	13
5. 目標達成のための具体的な取組み	15
1. 木造住宅	15
2. 多数の者が利用する建築物等	18
3. 市有建築物の耐震化への取組み	18
6. その他関連施策の促進	18
1. 交野市総合防災マップの活用	18
2. 二次構造部材の安全対策	19

1. はじめに

平成 7 年の阪神・淡路大震災で、住宅・建築物の倒壊等により多数の人命が失われました。その教訓から、地震による人的被害を減少させるためには住宅等の耐震化を促進することが重要であると認識され、全国的に耐震化の取組みが進められるようになりました。

大阪府では、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号。以下「耐震改修促進法」という。）に基づく耐震改修促進計画として「大阪府住宅・建築物耐震 1 0 ヵ年戦略プラン」が平成 18 年に策定されました。

交野市でも、平成 20 年 3 月に「耐震改修促進法」に基づき、計画期間を平成 20 年度から平成 27 年度とする「交野市耐震改修促進計画」を策定しました。その後、平成 25 年の耐震改修促進法の改正等を受けて、平成 29 年 3 月に「第二次交野市耐震改修促進計画」を策定し、いろいろな手法による普及啓発や補助制度の実施などにより耐震化を促進してきました。

平成 30 年 6 月に発生した大阪府北部を震源とする地震（以下「大阪府北部地震」という。）による被害は記憶に新しいところですが、大阪府北部地震だけでなく、近年、日本では大きな地震が各地で発生しており、上町断層帯地震等の直下型地震もいつ発生してもおかしくないといわれています。また、南海トラフ巨大地震は今後 30 年で 70～80%と非常に高い確率で発生するとされているなど（地震調査研究推進本部地震調査委員会の調査、令和 3 年 1 月 1 日現在）、切迫する巨大地震への備えは急務となっています。

そのような情勢の中、今回、計画期間の中間年を迎えることから、耐震改修促進法の改正や大阪府の「住宅建築物耐震 10 ヵ年戦略・大阪」の改定等も踏まえ、「第二次交野市耐震改修促進計画」の中間検証を実施しました。

本検証では、計画内容及び進捗状況等の確認を行うとともに、耐震化率の目標や、目標達成のための普及啓発方法等について見直しを行いました。

2. 現状と課題

1. 住宅

(1) 現状

平成 19 年度に策定した交野市耐震改修促進計画における耐震化率の目標達成の状況は下記のとおりです。

耐震性が不足する住宅は、平成 19 年度 7,363 戸でしたが、平成 27 年度時点では 5,580 戸まで減少、令和 2 年度時点では 3,761 戸まで減少しています。

■ 住宅の耐震化率の推移 ※住宅・土地統計調査から推計

	目標	H19	H27	R2
住宅全体	95%	73%	79.5%	86.5%
木造戸建住宅	95%	68%	78.4%	85.3%
共同住宅等	95%	79%	81.2%	94.9%

■ 住宅の耐震化状況（建て方別） 数値：（戸）

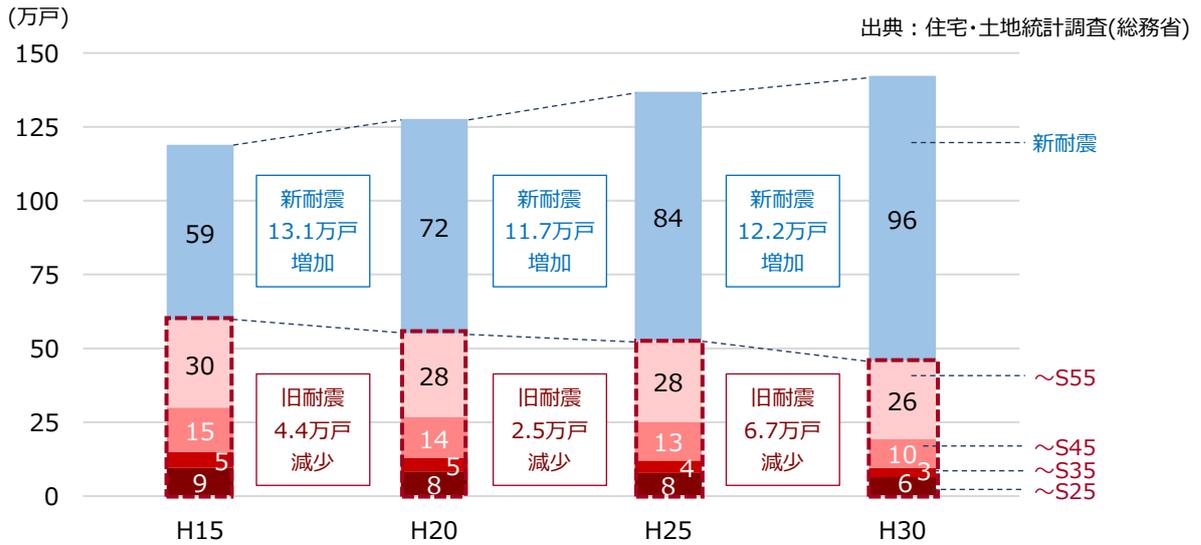
	平成19年	平成27年	令和2年	
住宅全体	総数	27,367	27,230	27,787
	耐震性を満たす	20,004	21,650	24,026
	耐震性が不十分	7,363	5,580	3,761
木造戸建	総数	15,628	16,470	18,870
	耐震性を満たす	10,678	12,917	16,103
	耐震性が不十分	4,950	3,553	2,767
共同住宅等	総数	11,739	10,760	8,353
	耐震性を満たす	9,326	8,734	7,923
	耐震性が不十分	2,413	2,026	429

【大阪府の住宅の耐震化を取り巻く環境】

大阪府全体で見ると、木造戸建住宅の耐震化率は、平成 27 年は約 71%でしたが、令和 2 年には約 80%と大幅に上昇しています。

木造戸建住宅の戸数の推移を建設時期別で見ると、近年、旧耐震基準で建設された住宅が大幅に減少しており、耐震化率が上昇した大きな要因と考えられます。

建設時期別木造戸建住宅戸数の推移

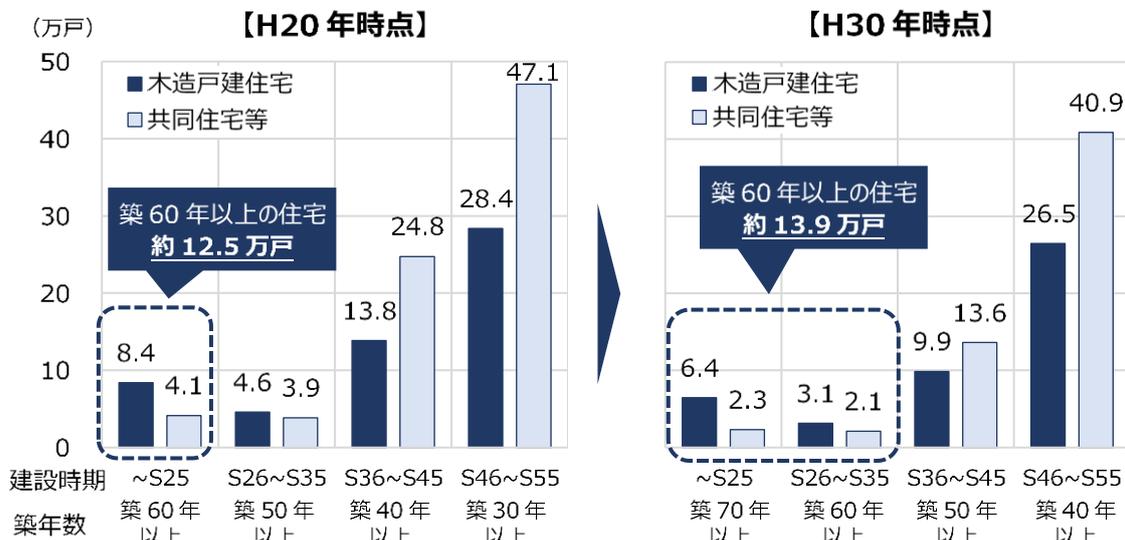


築年数別 住宅ストックの状況

築 60 年以上の住宅が、平成 20 年時点の約 12.5 万戸から、平成 30 年時点では約 13.9 万戸になり、築年数の古い住宅が増加しています。また、旧耐震基準で建設された住宅については約 40 年以上が経過していることとなります。

住宅の建設時期別戸数

出典：住宅・土地統計調査(総務省)



(2) 課題

住宅全般

住宅の耐震化率を引き上げる大きな要因は建替えですが、建替えは社会経済情勢の変化に大きく影響されます。耐震化を進める法的な強制力が無いこともあり、計画的に進めていくことは容易ではありません。また、耐震性が不足する住宅は旧耐震基準の住宅全体で見ると減少していますが、築年数の古い（築 60 年以上）住宅に注目すると、逆に戸数が増えてきていることから、築年数も意識した取組みが必要となります。

さらに、所有者の高齢化が進むことで、耐震化の意欲がますます低下してしまうことが懸念されます。

木造住宅

木造住宅の耐震化を促進するために、①確実な普及啓発、②耐震化の支援による耐震化の取組みを行ってきました。それぞれの取組みの課題は次のとおりです。

① 確実な普及啓発

耐震パネルの展示や広報紙による広い情報発信などにより所有者への働きかけを行い、耐震化への啓発を行っています。耐震診断実施者へのダイレクトメール送付や住宅耐震化緊急促進アクションプログラム^{*}に基づく耐震啓発チラシのポスティング等は、実施後に一定の反響がありました。しかしながら、さらなる啓発活動の拡充には、職員等のマンパワー不足が課題となっています。

また、耐震診断の補助実績の推移から、大阪府北部を震源とする地震の発生による耐震化の機運の高まりは継続されていないと考えられますので、所有者の耐震化の意欲を高めるための啓発が必要となります。

（※住宅耐震化緊急促進アクションプログラムについては、詳しくは P17（4）をご参照ください。）

② 耐震化の支援

補助制度が耐震診断の実施につながり、耐震化のきっかけになることが多くなっています。しかしながら、耐震診断を実施しても、改修工事までは実施しない所有者も多いため、耐震診断後、耐震改修を検討中の所有者に対して、改修工事の実施を促す取組みが必要となります。また、所有者の費用負担に対する課題意識が高くなっているため、その意識を軽減できる取組みの検討が必要となります。

住替えや建替え、除却など、ライフサイクルや住環境の変化を意識した様々な機会を捉え、所有者へ働きかけを行うためには、他施策、関係団体との連携の強化が必要となります。また、

リフォームと合わせた耐震化について、リフォーム事業者の技術的支援の取組みなどにより、さらに促進する必要があります。

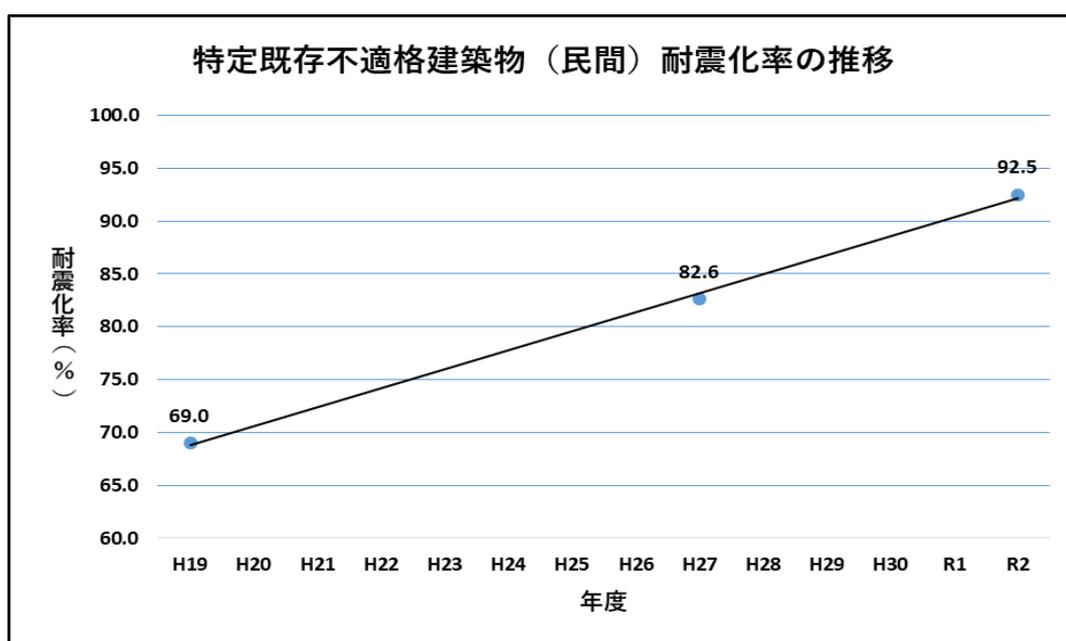
2. 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物とは、耐震改修促進法第 14 条第 1 号に定められている学校・病院・ホテル・事務所その他多数の者が利用する用途で、一定規模以上のものをいいます。また、特定既存不適格建築物と呼ばれることもあります。

多数の者が利用する建築物（特定既存耐震不適格建築物）のうち、民間建築物の令和 2 年の耐震化率は 92.5%です。

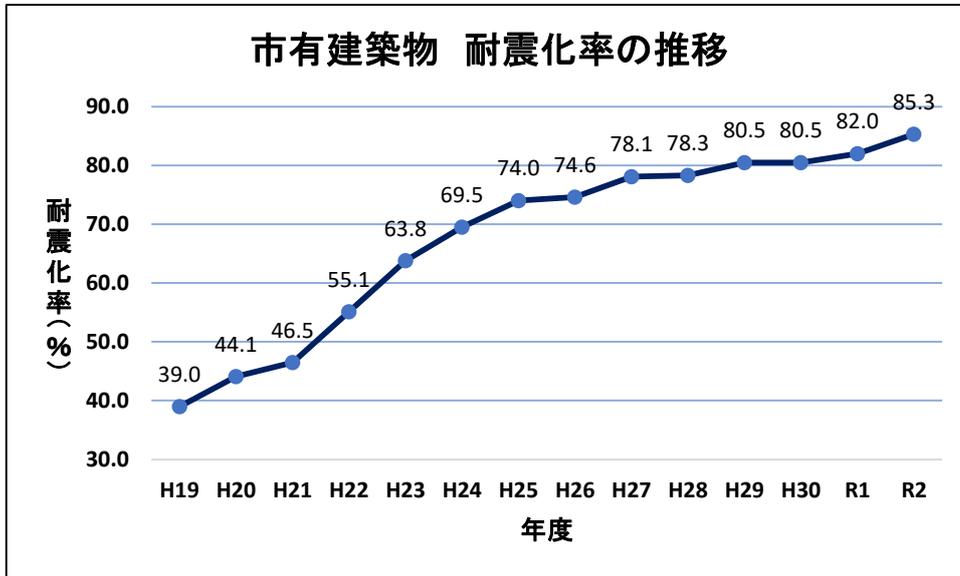
建築物の機能	棟数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
避難に配慮を要する者が利用する建築物等 (学校、病院、診療所、幼稚園、 保育所、老人ホーム等)	45	42	3	93.3%
不特定多数の者が利用する建築物 (物販店舗等)	3	3	0	100%
特定多数の者が利用する建築物 (共同住宅、事務所、工場等)	97	89	8	91.8%
その他	1	1	0	100%
合計	146	135	11	92.5%

※昭和 56 年以前の建築物における耐震性の有無については当市で把握している情報を基に推計



3. 市有建築物

市有建築物の耐震化率は全体で 85.3%です。そのうち、災害時に重要な機能を果たす建築物は 71.4%、市立学校は 100%の耐震化率となっており、災害時に重要な建築物や多数の者が利用する建築物では耐震化が進んでいます。



※新築・除却等あるため、棟数は各年度増減があります。

(令和 3 年 3 月時点)

	H19	H27	R2
市有建築物全体	39.0%	78.1%	85.3%
災害時重要な機能を果たす建築物 (本庁舎等)	28.5%	50.0%	71.4%
市立学校	33.3%	100%	100%
市立認定こども園	0%	100%	100%
その他の一般建築物	44.1%	51.0%	64.4%

市有建築物耐震化状況一覧（令和3年3月時点）

No	施設名	用途	構造	築年	耐震性あり
1	交野小学校	管理・普通教室棟	R C	S.49	○
2		北館普通教室棟	R C	S.39	○
3		管理・特別教室棟	R C	S.49	○
4		屋内運動場	R C	S.56	○
5	星田小学校	西普通教室棟	R C	S.47	○
6		普通教室棟	R C	S.37	○
7		管理棟	R C	S.45	○
8		屋内運動場	S	S.41	○
9	郡津小学校	普通教室棟	R C	S.46	○
10		管理・特別教室棟（2）	R C	S.43	○
11		管理・特別教室棟（1）	R C	S.43	○
12		特別教室棟	R C	H.13	○
13		屋内運動場	R C	S.45	○
14	岩船小学校	普通教室及び管理棟	R C	S.46	○
15		渡り廊下棟	R C	S.46	○
16		特別及び普通教室棟	R C	S.49	○
17		屋内運動場	R C	S.47	○
18	倉治小学校	普通及び特別教室棟	R C	S.55	○
19		普通教室及び管理棟	R C	S.49	○
20		普通教室棟	R C	S.50	○
21		屋内運動場	R C	S.49	○
22	妙見坂小学校	普通教室棟	R C	S.49	○
23		普通教室棟	R C	S.49	○
24		管理・特別教室棟	R C	S.49	○
25		屋内運動場	R C	S.49	○
26	長宝寺小学校	管理・特別教室棟	R C	S.50	○
27		普通教室棟	R C	S.50	○
28		屋内運動場	R C	S.50	○
29	旭小学校	管理及び普通教室棟	R C	S.52	○
30		特別教室棟	R C	S.52	○
31		屋内運動場	R C	S.53	○
32	藤が尾小学校	管理棟	R C	S.53	○
33		特別教室棟	R C	S.53	○
34		普通教室棟	R C	S.53	○
35		屋内運動場	R C	S.53	○
36	私市小学校	管理・普通教室棟	R C	S.55	○
37		特別教室棟	R C	S.55	○
38		屋内運動場	R C	S.55	○

【構造凡例】 W：木造、S：鉄骨造、RC：鉄筋コンクリート造

No	施設名	用途	構造	築年	耐震性あり
39	第一中学校	西館普通教室棟	R C	S.39	○
40		東館普通教室棟	R C	S.45	○
41		本館管理棟	R C	S.36	○
42		本館普通教室棟	R C	S.35	○
43		特別教室棟	R C	S.61	○
44		屋内運動場	S	S.36	○
45	第二中学校	北館特別及び普通教室棟	R C	S.49	○
46		管理及び普通教室棟	R C	S.47	○
47		特別及び普通教室棟	R C	S.47	○
48		屋内運動場	R C	S.48	○
49	第三中学校	管理・特別及び普通教室棟	R C	S.50	○
50		普通・特別教室棟	R C	S.55	○
51		屋内運動場	R C	S.50	○
52	第四中学校	管理・普通特別教室棟	R C	S.58	○
53		普通・特別教室棟	R C	S.58	○
54		屋内運動場	R C	S.58	○
55	市立あさひ認定こども園	園舎	R C	S.48	○
56	市立くらやま認定こども園	園舎	R C	S.49	○
57	市役所本館	市庁舎	R C	S.46	
58	市役所別館	市庁舎	R C	S.45	○
59	市役所第2別館	市庁舎	S	H.25	○
60	消防庁舎	消防署	R C・S	S.49	○
61	水道局局舎	水道局	R C	S.45	○
62		導水ポンプ棟	R C	H.24	○
63		送水ポンプ棟	R C	R.2	○
64	乙辺浄化センター	し尿処理施設	R C・S	S.55	
65	世代間交流センター・健康増進センター	集会所等	R C	H.4	○
66	第一児童センター	児童厚生施設	S	S.58	○
67	交野児童会	児童厚生施設	S	H.18	○
68	郡津児童会	児童厚生施設	S	S.61	○
69	旭児童会	児童厚生施設	S	H.4	○
70	倉治児童会	児童厚生施設	S	H.28	○
71	私市児童会	児童厚生施設	S	R.3	○
72	高齢者生きがい創造センター・児童発達支援センター	福祉施設	R C	H.4	○
73	ボランティアセンター	福祉施設	S	H.9	○
74	郡津児童会分室	児童厚生施設	S	S.56	
75	自然の森スポーツ・文化センター	事務所・体育館	R C・S	S.62	○
76	星田西体育館	体育館	S	H.3	○
77	総合体育施設	水泳場・体育館等	R C・S	H.9	○

【構造凡例】 W：木造、S：鉄骨造、RC：鉄筋コンクリート造

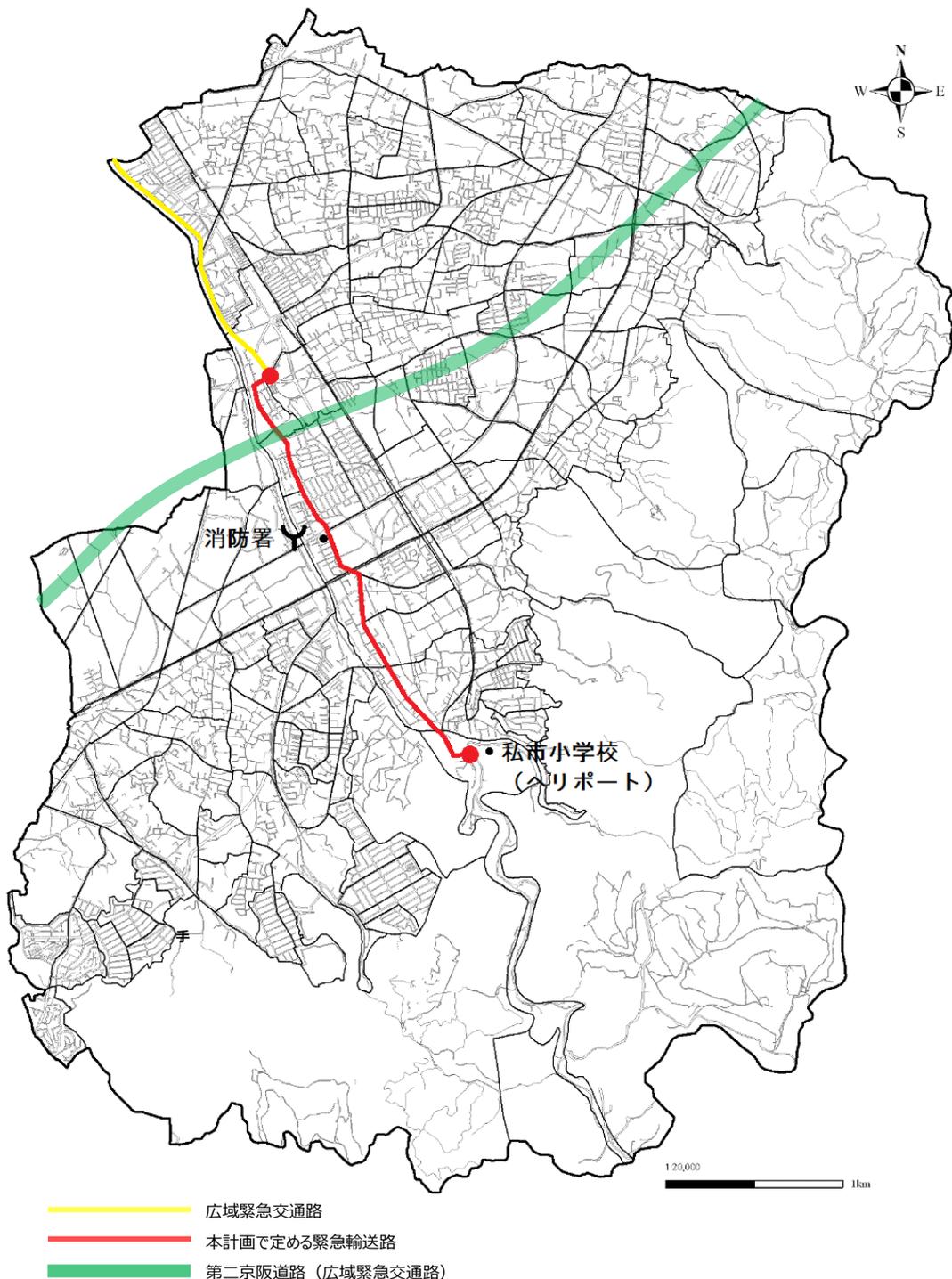
No	施設名	用途	構造	築年	耐震性あり
78	青年の家	事務所・多目的ホール	R C	S.51	
79	武道館	体育館	S	S.56	○
80	学校給食センター	給食調理場	R C・S	H.29	○
81	リサイクルセンター	リサイクルセンター	S	H.4	○
82	リサイクルセンター	資源ごみ選別施設	S	H.4	○
83	環境事業所	事務所	S	S.49	
84	リサイクルセンター	事務所	S	H.4	○
85	いきものふれあいセンター	事務所	W	H.4	○
86	地域子育て支援センター	児童厚生施設	R C・S	S.50	
87	私部グランド管理棟	事務所	S	H.4	○
88	旧消防庁舎	事務所	RC	H.5	○
89	星の里いわふねキャンプ場	ロッジA	W	H.4	○
90		ロッジB	W	H.4	○
91		ロッジC	W	H.4	○
92		ロッジD	W	H.4	○
93		ロッジE	W	H.4	○
94	倉治図書館	図書館	S	H.8	○
95	教育文化会館	展示場	R C	S.4	○
96	星の里いわふねプラネタリウム	プラネタリウム	W	H.4	○
97	市営私部住宅	住宅	W	S.29	
98		住宅	W	S.29	
99		住宅	W	S.29	
100	星の里浄水場	水道局（浄水場）	R C	H.24	○
101	交野会館	集会所等	R C	S.44	
102	幾野（南）集会所	集会所等	S	S.40	
103	東私会館	集会所等	S	S.53	
104	天野が原北集会所	集会所等	W	S.50	
105	青葉台老人常設集会所	集会所等	W	H.4	○
106	藤が尾会館	集会所等	R C	S.50	
107	妙見東自治会館	集会所等	W	S.55	
108	妙見台自治センター	集会所等	W	S.55	
109	星田山手自治会館	集会所等	R C	H.13	○

【構造凡例】 W：木造、S：鉄骨造、RC：鉄筋コンクリート造

4. 広域緊急交通路及び緊急輸送路沿道建築物

大規模地震の発生後、避難路の通行が確保されていることは大変重要です。大阪府地域防災計画および交野市地域防災計画では広域緊急交通路（国道 168 号線天の川～砂子坂）が位置づけられています。

本計画では、消防署や臨時ヘリポートに位置づける私市小学校への連絡を確保する目的で、広域緊急交通路を延伸し、国道 168 号線砂子坂～私市スポーツレクリエーションセンター前までを緊急輸送路に指定し、沿道建築物の耐震化促進を図ります。



3. 基本的な方針

本市の計画における基本方針は、上位計画である大阪府の「住宅建築物耐震 10 年戦略・大阪」を踏まえ、「効率的・効果的な施策展開による耐震化のスピードアップ」とします。

(1) 目標の定め方

これまでの「交野市耐震改修促進計画」では、耐震化率の向上を目標に定め、それを達成するためにさまざまな施策を展開してきました。この耐震化率は、新築や建替え、耐震改修、除却など、さまざまな要因から上昇する数値であり、社会経済情勢の変化等に大きく影響を受けることから、耐震化率だけで耐震化施策を評価することには限界があります。

しかしながら、市民の安全・安心な生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化を一丸となって進めていくためには、みんなでめざすべき目標として共通目標を掲げることも大切です。

一方、行政の取組みとしては、耐震性が不足する危険な住宅を減らすための目標など、共通目標とは別に、個別に進行管理・評価できるような具体的な目標を設定することも、着実な耐震化の促進のために必要です。

従って、本計画では、みんなで目指す共通の大きな目標と、耐震性が不足する住宅・建築物を減らすための具体的な目標という 2 段階の目標を掲げ、耐震化促進のための取組みを進めていきます。

(2) 取組みの視点

取組みにあたっては、最終的に耐震性のある住宅に住み、耐震性のある建築物を利用できるようになるという観点から、耐震改修だけでなく、建替え、除却、住替え・移転等の様々な施策において、部局を越えた総合的な取組みを推進します。

具体的な取組みについては、「社会的機運の醸成」「耐震化のきっかけづくり・具体化」「負担軽減の支援」の 3 つの支援策の方向性を軸とし、所有者の意識の変化を踏まえた切れ目のない支援策を戦略的に実施することにより、耐震化を実現していきます。

耐震化の「支援策の方向性」

「支援策の方向性」…… 3 つの方向性で取組みを構成

社会的機運の醸成

市民・地域・所有者などの
認識を広げる

耐震化の

きっかけづくり・具体化
所有者の検討のきっかけづくりと
事業の具体化を図る

負担軽減の支援

負担軽減のために可能な限りの
支援を行い、耐震化の実現を図る

(3) 役割分担

住宅・建築物の所有者は、住宅・建築物の耐震化を自らの問題として捉え、自主的に取り組むことが大切です。このため、耐震診断及び耐震改修、除却などの耐震化は、所有者自身の責任で行うものです。

本市では、住宅・建築物が連担して都市を構成する社会資本であり、耐震性の向上により災害に強いまちを形成し、より多くの生命・財産を保護することが可能となることを踏まえ、耐震診断及び耐震改修、除却など、住宅・建築物の所有者が行う耐震化の取組みをできる限り支援します。

また、市が所有する建築物（市有建築物）の耐震化については、耐震化の推進を先導する役目から、担当課と連携し取組みを進めていきます。

関係団体や企業、NPO 法人等の住宅・建築物に関わる全ての事業者は、市場において適切に住宅・建築物の耐震化（耐震改修・建替え・除却・住替え）が図られるよう、社会的責務を有することを認識し、建築物所有者等から信頼される取組みを実施するものとします。

(4) 国土強靱化地域計画

南海トラフ巨大地震が近い将来高い確率で発生すると見込まれる切迫した状況であることから、危機感をより強く持ち、耐震化を進めていく必要があります。

国においては、平成 25 年 12 月に公布・施行された、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）に基づき、平成 26 年 6 月、「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、取組みが進められてきました。その後、平成 30 年 12 月の基本計画の見直しを経て、令和元年 8 月には、基本計画に基づき地方自治体を実施する補助金・交付金事業に対して予算配分を重点化することとしました。

本市においては、令和 3 年 3 月に、交野市国土強靱化地域計画を策定し、本計画を関連計画とする次の取組みを定めました。

- 市有建築物の耐震化・老朽化対策
- 民間住宅・建築物の耐震化の促進及びブロック塀等撤去・改修の促進

国の基本計画においては、令和 7 年に住宅の耐震性の不足するものをおおむね解消するという指標を示しています。本市では、引き続き耐震化率の進捗状況を踏まえ、実現性の高い目標の設定を考察しながら、最終的には国が定める目標に達することを目指し、耐震化促進のための取組みを進めていきます。

4. 目標

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率（みんなでめざそう値）と具体的な目標の2段階の目標は、以下の設定とします。

目標 1 耐震化率（みんなでめざそう値）

みんなでめざそう値とは、安全・安心な生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化を市民一丸となって進めていくため、新築や建替え、耐震改修、除却など、さまざまな手法により、みんなでめざすべき目標として掲げるもの。

①住宅の耐震化率：令和 7 年までに 95%

※ 共同住宅等の耐震化率は 94.9%という状況であり、令和 2 年度末のまでの目標である耐震化率 95%には若干届かないものの、概ね達成できています。しかしながら、木造戸建て住宅については、耐震化率 85.3%という結果であり、前回（平成 27 年）の 79.5%から 5 年で約 5%以上増加しているものの、目標達成に向けてはさらなる普及啓発が必要な結果となりました。

②多数の者が利用する建築物の耐震化率： 令和 7 年を目途に耐震性の不足するものをおおむね解消

※ 多数の者が利用する建築物の現状の耐震化率は約 92.5%という状況であり、令和 2 年度末のまでの目標である耐震化率 95%には少し届きませんでした。前回（平成 27 年）の 82.6%から 5 年で約 10%耐震化率が上昇していることも踏まえ、新たな目標は国の目標に準じて「耐震性の不足するものをおおむね解消」と設定します。

目標 2 – 1 民間住宅・建築物の具体的な目標

着実に危険な住宅・建築物を減らすため、耐震化率(みんなでめざそう値)の目標とは別に、個別に進行管理・評価できるような具体的な目標として掲げるもの。

1. 木造住宅

・着実に危険な住宅を減らすため、耐震化の遅れている木造戸建住宅全てを対象に確実な普及啓発を行うとともに、耐震化への意識が高い所有者を中心に重点的な耐震化を促進する。

2. 多数の者が利用する建築物

・耐震性が不足する全ての建築物を対象に確実な普及啓発を行う。

3. 集会所等

・市が所有していない地区の集会所等について、耐震性が不足するものについては普及啓発を行う。

目標 2 – 2 公共建築物等の具体的な目標

1. 市有建築物

・市有建築物の耐震化の方針に基づき、生命、財産を守るこれまでの耐震化の取組みを進めるとともに、経済活動等を守る観点から、特に庁舎等の耐震化にも担当課と連携し取り組んでいきます。

5. 目標達成のための具体的な取組み

1. 木造住宅

(1) 社会的機運の醸成

全ての木造住宅の耐震化等の普及啓発

木造住宅の耐震化や耐震性能の確保は、地震による人的・経済的被害を軽減するため早急に解決すべき課題との認識を広げるため、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建設された住宅の所有者だけでなく、全ての木造住宅所有者に、経年を意識したメンテナンスを実施し、耐震性能を維持していくことが大切であることを普及啓発し、耐震化の機運を高めます。

(2) 耐震化のきっかけづくり・具体化

個別訪問・ダイレクトメール送付等による働きかけ

所有者本人が、耐震化に対する理解を深め、自らの問題として捉えるような確実な普及啓発を強力に進める必要があります。そのため、「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づき所有者への直接的な働きかけ等を検討します。

(※住宅耐震化緊急促進アクションプログラムについては、詳しくは P17 (4) をご参照ください。)

(3) 負担軽減の支援

① 「生命重視型」改修の推進

建物全体の耐震改修が困難な場合に耐震化をあきらめてしまう所有者に対しては、耐震改修後の上部構造評点が 0.7 以上 1.0 未満となる改修や一部屋だけを耐震化する「耐震シェルター」の設置等（「生命重視型」改修）の手段があることを周知し、それらは生命を守る可能性を高めるための緊急的な措置であるという、正しい知識も合わせて周知します。

② 耐震診断、耐震改修、除却工事の補助

【対象建築物】

交野市内に存する、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された民間木造住宅
(専用住宅、店舗等兼用住宅、長屋・共同住宅を含み、現に居住している、またはこれから居住しようとするもの)

【補助対象者】

対象建築物の所有者等

【補助内容】

補助制度	補助金額	限度額
木造住宅 耐震診断補助	耐震診断費用の 10/11 又は、1,100 円/㎡の いずれか低い額とする。	50,000 円
木造住宅 耐震改修補助	耐震工事にかかる費用の 8 割 ※上部構造評点が 1.0 未満の改修計画は 補助対象外。	1,000,000 円
木造住宅耐震 シェルター設置補助	耐震シェルター設置費用の 7 割	400,000 円 (所得に応じ 600,000 円)
木造住宅除却補助	除却工事に要した費用 ※区分所有建築物にあつては、400,000 円に 戸数を乗じて得た額が補助金額となる。	400,000 円

※補助金額、補助要件等は変更する場合があります。

③ 代理受領制度の周知

耐震補助事業において、申請者の経済的負担を軽減するために、令和 2 年度より代理受領制度を導入しています。代理受領制度とは、市が交付する補助金について、申請者（住宅所有者）に代わって、耐震診断や耐震改修工事等を実施した業者が直接受け取ることができる制度です。

この制度を利用することで、申請者は業者に支払う工事等費用から補助金を差し引いた額を用意するだけで済むため、費用の負担が軽減されます。経済的な理由で耐震化を断念されることの無いように、代理受領制度の周知を推進します。

(4) 住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定

目標の達成に向け、平成 31 年 3 月に、交野市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）を策定しました。以来毎年度、このアクションプログラムに基づき所有者への普及啓発を実施しています。

アクションプログラムでは、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進します。本プログラムの取組み期間は令和元年度から令和 7 年度までの 7 年間とし、関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、必要な見直しなどを行います。

① 個別訪問等の実施

令和元年度より順次、市内の昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅所有者に対し、耐震補助制度の案内文書を送付しています。

② その他の普及啓発活動

個別訪問等とあわせて、住宅耐震啓発パンフレットの配布や、広報紙・ホームページを活用した啓発活動も引き続き実施していきます。

③ 関係団体との連携

個別訪問等及びその他啓発活動において、大阪府及び民間事業者等と連携して活動に取り組めます。

④ 実績の公表

年度毎に訪問戸数・診断実績・改修実績の件数を取りまとめ、当該年度末までに市のホームページにて公表します。住宅の所有者は、年齢、家族構成、収入などの属性がそれぞれ異なり、将来の住まい方についても住まい手それぞれの考え方があります。住まい手の属性や将来の住宅に関する考え方によって、耐震化の方法が選択できるような耐震化メニューの見える化（分かり易い工事費や工事期間など）を行い、住まい手に合った耐震化方策を検討します。

2. 多数の者が利用する建築物等

- 多数の者が利用する建築物は被害が生じた際に利用者や周辺へ与える影響が大きいことから、所有者が耐震化の重要性を理解し取組みを進められるような普及啓発を検討していきます。
- 耐震診断補助制度による支援を継続するとともに、今後の支援施策のあり方について検討していきます。
- 本市では耐震改修促進法に基づく各種認定制度による認定の実績がないことから、制度のさらなる周知等が必要です。（※大阪府が認定。認定申請をされる方は、事前に大阪府担当と協議が必要です。）

【各種認定】

① 耐震改修計画の認定(法第 17 条)

認定を受けた計画に係る建築物については、既存不適格建築物の制限の緩和など建築基準法の規定の緩和・特例措置を受けられるもの。

② 建築物の地震に対する安全性の認定(法第 22 条)

耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示できるもの。

③ 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定(法第 25 条)

耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物（マンション等）について、耐震改修を行う場合の決議要件を緩和するもの。

3. 市有建築物の耐震化への取組み

これまでは、災害時に重要な機能を果たす建築物、市立学校、避難に配慮を要する者が利用する建築物及び不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化への取組みを進めてきました。特に災害時に重要な機能を果たす市立学校については、概ね耐震化が完了しています。

引き続き、市庁舎等の災害時に重要な機能を果たす建築物等の耐震化を検討していきます。

6. その他関連施策の促進

1. 交野市総合防災マップの活用

市では「震度分布図」、「避難所」などを示した総合防災マップを公表、活用し、市民の防災意識や住宅の耐震化意欲の向上を図ります。

2. 二次構造部材の安全対策

(1) ブロック塀等の安全対策

大阪府北部地震が発生し、ブロック塀の倒壊により尊い命が失われました。これを受けて、所有者等への確実な普及啓発の強化や、所有者の負担軽減等への支援策等、総合的な安全対策を進めることとしました。

① 確実な普及啓発

所有者に対して、ブロック塀等の耐久性・転倒防止策等についての知識の普及啓発を強化し実施します。また、建築士に対しても、本市も参加する大阪府震災対策推進協議会において、住宅の耐震診断等の講習会などを通じてブロック塀等の安全性の確認に関する知識を普及啓発するとともに、住宅の耐震診断や耐震化実施時にあわせたブロック塀等の安全性の確認や対策の実施方策について検討します。

あわせて、施工者に対しても、建築基準法の規定の順守などを周知徹底していきます。

② 安全対策の支援

民間が所有する危険なブロック塀等の撤去または改修を実施する場合に補助金を交付することにより、市民の生命、身体等への被害の防止及び避難経路の確保を目的とし、平成 30 年 7 月に交野市ブロック塀等撤去・改修促進事業補助金制度を創設し、市内のブロック塀等の安全対策を促進しています。

また、当該事業（住宅・建築物安全ストック形成事業（防災・安全交付金等基幹事業））の対象となる道路は、国、大阪府又は交野市が管理する道路で、住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る経路とします。

なお、公立学校のブロック塀については安全点検を行い、全てのブロック塀の撤去が完了しています。

(2) エレベーターの閉じ込め防止対策

地震発生時には、エレベーターが緊急異常停止し、エレベーター内に人が閉じ込められるなどの被害が想定されます。大阪府と連携し、定期検査等の機会を捉え、現行指針に適合しないエレベーターの地震時のリスク等を建物所有者等に周知し、安全性の確保を推進します。

また、パンフレット等により、建物所有者等に日常管理の方法や地震時の対応方法、復旧の優先度・手順等の情報提供を行います。

用語の解説

p1

○阪神・淡路大震災

平成7年1月17日に兵庫県南部を中心として発生した大規模な地震による災害。

○耐震改修促進法

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成7年12月25日に「耐震改修促進法」が施行され、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることとされた。

その後、平成17年11月7日に改正耐震改修促進法が公布され、平成18年1月26日に施行された。大規模地震に備えて学校や病院などの建築物や住宅の耐震診断・改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の作成が都道府県に義務づけられ、市町村においては努力義務が規定された。さらに東日本大震災を受け、再度、平成25年11月25日に施行された改正耐震改修促進法では、病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物のうち大規模なものや、都道府県等が指定する避難路沿道建築物等について、耐震診断を行い報告することを義務付けし、その結果を公表することとしている。また、耐震改修を円滑に促進するために、耐震改修計画の認定基準が緩和され、対象工事が拡大され新たな改修工法も認定可能となり、容積率や建ぺい率の特例措置が講じられた。

○耐震改修促進計画

都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるものとし、市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとされている。

○南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震とは、駿河湾から東海地方、紀伊半島、四国にかけての南方沖約100kmの海底をほぼ東西に走る長さ700kmの細長い溝「南海トラフ」を震源域として発生が想定されるマグニチュード9クラ

スの巨大地震を言う。

p2

○住宅・土地統計調査

我が国の住宅に関するもっとも基礎的な統計調査。住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務省統計局が5年ごとに実施している。

p3

○旧耐震基準

建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、昭和56年5月31日までの建築確認において適用されていた基準をいう。旧耐震基準は、震度5強程度の揺れでも建物が倒壊せず、破損したとしても補修することで生活が可能な構造基準として設定されている。技術的には、建物自重の20%の地震力を加えた場合に、構造部材に生じる応力が構造材料の許容応用力以下であるかどうかで判断される。

○耐震基準

現行の耐震基準は、「新耐震基準」と呼ばれているもので、1981年（昭和56年）の建築基準法の大改正以降、数度の見直しが行われたもの。

昭和25年建築基準法制定	建築基準法施行令に構造基準が定められる (許容応力度設計が導入される)
昭和34年建築基準法改正	防火規定が強化 ・木造住宅においては、壁量規定が強化された 床面積あたりの必要壁長さや、軸組の種類・倍率が改定された
昭和46年建築基準法施行令改正	昭和43年の十勝沖地震を教訓に、鉄筋コンクリート造の柱のせん断補強筋規定が強化 ・木造住宅においては、基礎はコンクリート造又は鉄筋コンクリート造の布基礎とする。風圧力に対し、見附面積に応じた必要壁量の規定が設けられた

昭和 56 年 建築基準法 施行令改正	新耐震基準 昭和 53 年の宮城県沖地震後、耐震設計基準が大幅に改正され、新耐震設計基準が誕生した この、新耐震設計基準による建築物は、阪神大震災においても被害は少なかったとされている これを境に、「昭和 56 年 5 月以前の耐震基準の建物」や「昭和 56 年 6 月以降の新耐震基準による建物」といった表現がされるようになる ・木造住宅においては、 壁量規定の見直しが行われた 構造用合板やせっこうボード等の面材を張った壁などが追加され、床面積あたりの必要壁長さや、軸組の種類・倍率が改定された
昭和 62 年 建築基準法 改正	準防火地域での木造 3 階建ての建築が可能となる
平成 7 年 建築基準法 改正	接合金物等の奨励
平成 7 年 耐震改修促進 法 制定	平成 7 年の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）を契機に、現行の耐震基準に適合しない既存建築物の耐震改修を促進させるために制度化された法律
平成 12 年 建築基準法 改正	一般構造に関する基準の性能規定化や構造強度に係る基準の整備、防火に関する基準の性能規定化等が行われる 木造住宅においては 1)地耐力に応じて基礎を特定。地盤調査が事実上義務化 2)構造材とその場所に応じて継手・仕口の仕様を特定 3)耐力壁の配置にバランス計算が必要となる

p 4

○耐震診断

住宅や建築物が地震に対してどの程度被害を受けるのかといった地震に対する強さ、地震に対する安全性を評価すること。

○耐震改修

現行の耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替え若しくは一部の除却又は敷地の整備を行うこと。

p 5

○多数の者が利用する建築物 (特定既存耐震不適格建築物)

耐震改修促進法で定められている学校・病院・ホテル・事務所等一定規模以上で多数の人々が利用する建築物。

p 10

○緊急輸送道路

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。

p 15

○耐震シェルター

住宅等の一部屋を鉄骨などで補強して、地震の際の緊急避難場所とし、建築物が倒壊した場合においても、安全な空間を確保する。

p 17

○住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

市町村が、耐震化を緊急的に促進するため、所有者に対して直接的に耐震化を促す取組み等を定めた計画。社会資本整備総合交付金交付要綱に規定されており、これらの取組みの進捗状況を把握、検証、公表し対策を進めなければならないとされている。

p 18

○建築物の地震に対する安全性の認定

所管行政庁において耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物についてその旨を表示できる制度。



(表示プレート見本)

参考資料

- 特定既存耐震不適格建築物の一覧表
- 参考データ

○特定既存耐震不適格建築物の一覧表

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館 (一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
ホテル、旅館				
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム その他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物				

○参考データ

1. 中間検証に係る資料について

大阪府耐震改修促進計画審議会のホームページには、これまでの審議会の開催状況等を掲載しています。

令和2年に行った中間検証に関するデータや検証内容については、第10回～第12回の配布資料に掲載しています。

http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/kikaku_bousai/taisokushin.html

2. 大阪府の耐震施策についてのホームページ

大阪府住宅まちづくり部建築防災課のホームページで、府の耐震施策について詳細に紹介しています。

http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/kikaku_bousai/index.html

3. 大阪府地域防災計画のホームページ

http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/keikaku_higaisoutei/bousaikeikaku.html

大阪府政策企画部危機管理室のホームページで、大阪府地域防災計画を掲載しています。関連資料集の中に、広域緊急交通路の一覧や直下型地震や南海トラフ巨大地震の被害想定が掲載されています。

《関連資料集（令和2年3月修正）》

http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/keikaku_higaisoutei/r2_3shiryo.html

○広域緊急交通路の一覧

第1章第5節

1) 広域緊急交通路（路線図）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/31241/00359688/B5-01%20kinkyukotsuro-fig.pdf>

2) 広域緊急交通路（一覧表）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/31241/00359688/B5-02%20kinkyukotsuro-table.pdf>

○地震の被害想定

第3章第2節

3) 地震による被害想定（直下型地震）

http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/keikaku_higaisoutei/chokkagata_soutei.html

4) 地震による被害想定（南海トラフ地震対策）

http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/keikaku_higaisoutei/higai_soutei.html

第二次交野市耐震改修促進計画
中間検証

発行年月 令和 4 年 3 月

発 行 交野市

編 集 交野市都市計画部営繕課

〒576-8501

交野市私部 1 丁目 1 番 1 号

TEL : 072-892-0121 (代表)